

ツインプラザ図書館からお知らせ

★11月の休館日 5日・12日・19日・26日・27日
 ★開館時間 AM9時30分～PM7時 ☎0279-76-3115 FAX0279-76-3116
 ★新刊情報 【一般書】約220冊 【児童書】約140冊

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 「錯視図鑑」 | 杉原 厚吉 | 「消えた恐竜のなぞ」 | 大野 太郎 |
| 「人生の教科書」 | なかにし礼 | 「キリンちゃん」 | 花形みつる |
| 「あるじは家康」 | 岩井三四二 | 「でるでるでるぞ」 | 高谷まちこ |
| 「回廊封鎖」 | 佐々木 謙 | 「よつめの約束」 | 高野 優 |
| 「南十字星の誓い」 | 森村 誠一 | 「やまのおみやげ」 | 原田 泰治 |

★この一冊『笑顔のどうぶつ園』松原卓二/著、メディアファクトリー、2012・4 パンダやコアラなどの可愛い動物から猛獣のトラやワニまで、動物達の笑顔に心がほぐれる写真集です。
 『父と息子のフィルム・クラブ』デヴィット・ギルモア/著、新潮社、2012・7 不登校になってしまった息子に、父は週に3本の映画を一緒に見て感動を話し合うことを提案します。カナダで文学賞を受賞した著者によるノンフィクションです。
 ★臨時休館のお知らせ 平成24年12月2日(日)は、第1回中之条まちなか5時間リレー開催に伴い、ツインプラザ周辺は交通規制となるため臨時休館となります。利用者の皆様には、大変ご迷惑お掛けいたしますがよろしくお願ひいたします。

消火器を廃棄するときは...

消火器は災害時には有効なものです。錆や変形があったり古すぎる消火器は、いざという時に使えないだけでなく、腐食が著しい場合は破裂する危険があります。早急に新しい消火器に交換していただくほか、不要になった消火器を廃棄する場合は次のことに注意してください。

- 消火器は一般ゴミ(燃えないゴミ等)の回収には出せません。
- 消火器の廃棄は、購入店または消火器専門業者、消防設備点検業者(左記協会)等に相談、依頼してください。
- ※消火器の廃棄処理はメーカーや消火器の種類によって料金が異なりますが、原則として有料になります。
- 処分する消火器は絶対に分解したり、放射したりしないでください。(重大事故につながります)

次のような消火器は、廃棄・更新をお勧めします。
 △ひどくさびたり、腐食している箇所がある消火器
 △容器に大きな傷があったり変形している消火器
 △ラベルに書かれた「耐用年数」を過ぎている消火器で、外観などに異常が認められるもの

消火器に関するお問い合わせ
 群馬県消防設備協会吾妻支部
 ☎0279-75-3815

～中皮腫や肺がんなど、石綿(アスベスト)による疾病の補償・救済について～

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合は、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、お気軽に群馬労働局(TEL 027-210-5006)又は中之条労働基準監督署(TEL 0279-75-3034)にご相談ください。

制度のご案内は厚生労働省HPでもご覧になれます。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/120406-1.html>

収集場所にごみを出す方へ

ごみ収集場所に、名前の記入がなく正しく分別できていないごみが出され、収集されずに地元の方が迷惑をされていることが最近多く見受けられます。吾妻東部衛生センターでは、「自分が出すごみに責任を持ち、正しく分別していただくため」次のことをお願ひしています。

- ① 収集日の朝8時までに最寄りの収集場所に出す。
- ② 指定袋に名前を記入する。

ごみ収集場所をきれいにご利用いただくためにご協力をお願いいたします。

問い合わせ 吾妻東部衛生センター
 ☎75-2099

年末調整や確定申告の際には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書の添付や提示が必要です

平成24年1月から平成24年12月までに納めた国民年金保険料は、その全額が社会保険料控除の対象になります。

平成24年中の所得の申告について、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際には、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられています。

このため、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)が日本年金機構から11月上旬に送られます。年末調整や確定申告の手続きの際には、この控除証明書または国民年金保険料の領収証書が必要になりますので、申告をするまで大切に保管してください。

くわしくは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570・070・117 (IP電話からは☎03・6700・1130) または年金事務所へお問い合わせください。
 ・ 渋川年金事務所 国民年金課 (☎0279・22・1607)

期限までに「扶養親族等申告書」を提出しましょう

老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種の控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれる仕組みとなっています。

各種の控除を受けるためには、毎年10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に、必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次のとおりです。
 ・ 65歳以上で158万円以上の年金を受けている人
 ・ 65歳未満で108万円以上の年金を受けている人

この申告書を提出しないと、扶養控除等の控除が受けられず、公的年金控除の額も定率(年金の支給額の25%)となり、税金が多く徴収されてしまうことがありますので、忘れずに提出しましょう。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらを受給している方には扶養親族等申告書は送られません。

扶養親族等申告書に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 (IP電話・PHSからは☎03・6700・1190)へ。

「第64回人権週間」特設人権相談所の開設について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る12月4日から10日までの一週間を「第64回人権週間」と定め、全国的な各種行事を企画しています。前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、県内の各市町村において、特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごと等で悩んでいる方はどのようなことでも構いません。お近くの特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

開設日時 平成24年12月4日(火) 午前10時から午後3時

場所 高山村いぶき会館

特設人権相談所へお越しにならない方は、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、御利用ください。

電話相談 0570-003-110
 インターネット <http://www.noj.go.jp/JINKEN/jinken13.html>

お問い合わせ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466 (代表)

「年末調整についての説明会」の開催について

中之条税務署では、給与所得に係る源泉所得税の「年末調整」についての説明会を次のとおり開催します。

◎ 吾妻東部地区(高山村・中之条町・東吾妻町)
 日時 平成24年11月21日(水) 13時30分～15時30分
 会場 中之条町文化会館(大会議室)

◎ 吾妻西部地区(長野原町・嬬恋村・草津町)
 日時 平成24年11月20日(火) 13時30分～15時30分
 会場 長野原町山村開発センター(大集会室)

● お問い合わせ先 中之条税務署(法人課税部門)
 ☎0279-75-9068



「国の教育ローン」 （日本政策金融公庫高崎支店）

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。学生・生徒お一人につき300万円以内を、固定金利「年2・35% 母子家庭の方の利率は年1・95%（平成24年9月10日現在）」で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができ、詳しくは、左記のコールセンターまたは高崎支店へお問い合わせください。

・教育ローンコールセンター
☎0570-008656（ナビダイヤル）
・高崎支店
☎027-326-1621

林業退職金共済制度 （林退共）からのお知らせ

林業の仕事をしていたことがありませんか？林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。以前、林業の仕事をしていたが、ご自身が林退共へ加入していたかわからない方についても調べいたします。

また、罹災された共済契約者及び被共済者の皆様に対し、各種手続（共済手帳の紛失、退職金の請求等）の必要が生じた場合は、できる限りの範囲において速やかに対応したいと考えておりますので、最寄りの支部又は本部へお問い合わせ、ご相談下さいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッ
セイ池袋ビル 電話03-6731-2887
FAX 03-6731-2890

労働契約法が改正されまし た。有期労働契約の新しい ルールができました。

改正法の3つのルール

I 無期労働契約への転換
有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化
最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止
有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

IとII 公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日
II 平成24年8月10日（公布日）

※ 詳細につきましては、厚生労働省ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp>)
又は、群馬労働局監督課

☎027-210-5003
にお尋ねください。

警察の犯罪被害者等 支援制度

○情報提供（被害者連絡制度や「被害者の手引」の交付）

○事件の捜査状況や被疑者の検挙・処分状況の連絡や被害者支援制度を説明するパンフレットの交付等を行っています。（性犯罪事件の届出の際、担当警察官の性別を選ぶこともできます。）

○公費の支出（経済的負担の軽減）

一定の条件のもと、医療機関に対する初診料・診断書料等のほか、ご遺体の搬送料、事件により転居した場合の費用等を公費で負担します。

○犯罪被害者等給付金の支給（国が、ご遺族や被害者本人に一時金を支給）

故意の犯罪行為により、死亡、負傷又は疾病が生じた場合に支給されます。（審査によって、減給又は不支給となる場合があります。）

その他

精神的被害の回復を支援するためのカウンセリング、各種相談への対応（女性職員の対応も可能）、民間の被害者支援団体との連携等も行っています。

お問い合わせ先 群馬県警察本部広報広聴課被害者支援室

☎027-243-0110（内線2151・2155）

急募 未就業の看護職員（看護師・准看護師）・介護職員（介護福祉士・介護員・看護助手）

医師会では、医療・介護現場での就業体験（働きながらの研修）を通し、安定して就業できる環境を提供しております。

医療現場を長く離れていた方・勤務経験のない方・資格のない方（介護職）でも安心して働けます。研修期間は、3カ月間です。その間、給与が支給されます。研修終了後には、研修施設の正規職員として雇用されます。

是非、この機会にご応募ください。実施期間は、平成25年3月31日までです。参加希望の方は、群馬県医師会・吾妻郡医師会までご連絡ください。

群馬県医師会
☎027-231-5311
吾妻郡医師会
☎0279-75-3334